

所得税の確定申告、市民税・県民税、国民健康保険料等の申告

平成 30 年分所得の申告の時期となりました。例年、申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。申告書はできるだけ自宅等からの電子申告または郵送により提出してください。

申告書の種類によって、提出先、申告相談会場、日程等が異なりますので、ご注意ください。

詳しくは、広報いずも 2 月号と一緒に配布している「平成 30 年度(第 2 回)市税だより」や市のホームページをご覧ください。

各種申告書の提出先及び提出方法など

ご注意ください！所得税（国税）と市民税・県民税や各種保険料は、提出先が異なります。

申告書の種類	提出先	主な提出方法	申告書提出窓口
<確定申告> 所得税（国税）	税務署	自宅等からの電子申告・郵送・ 時間外収受箱への投函・申告相談	税務署または市役所本庁申告会場 (提出時期により異なります)
市民税・県民税、 国民健康保険料等	市役所	郵送・提出箱への投函・ 申告相談	市役所本庁または支所等 (「市税だより」参照)

※税務署へ所得税の確定申告をした方は、原則として市民税・県民税の申告は必要ありません。
(一部、例外があります)

確定申告期間の申告相談会場 [期間 2月18日(月)～3月15日(金) ※土・日曜日を除く]

申告書の種類	会場	受付時間
所得税、市民税・県民税、国民健康保険料、 後期高齢者医療保険料、介護保険料	市役所本庁1階 くにびき大ホール	8:30～16:00

※市民税・県民税、国民健康保険料等申告については上記を主な会場としています。支所等で巡回相談も行いますので、上記会場へ行くことができない人は、ご利用ください。申告相談を途中実施しない日があるなど、開催日が昨年と変更になっていますので、ご注意ください。
(「市税だより」参照)

各種申告書の申告期限及びおたずね先

申告書の種類	申告期限	おたずね先	
所 得 税	3月15日(金)	出雲税務署	21 - 0440
市 民 税 ・ 県 民 税	3月15日(金)	市民税課	21 - 6770・21 - 6898
国 民 健 康 保 険 料	4月15日(月)	保険年金課	21 - 6984
後期高齢者医療保険料			
介 護 保 険 料	7月1日(月)	高齢者福祉課	21 - 6972

市民税・県民税申告書(国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料)を提出される方へ

提出用封筒に申告書を入れて郵送または本庁及び支所に設置する市民税・県民税申告書提出箱にご投函ください。(待ち時間はありません。)

※市民税・県民税申告書提出用封筒は、確定申告(所得税)には利用できませんので、ご注意ください。

※市のホームページで、いつでも簡単に市民税・県民税申告書が作成できます。

各種申告書等の発送時期など

申告書、お知らせはがき等	発送時期	発 送 元
確定申告書または確定申告のお知らせはがき	1月下旬	出雲税務署
市民税・県民税申告書	1月22日	市民税課
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付済額についてのお知らせはがき	1月下旬	保険年金課
公的年金等の源泉徴収票	1月中	日本年金機構など年金支払者

市民税・県民税申告書は前年の状況により、今年も申告が必要であると思われる人に送付します。申告書が届かない場合でも申告が必要な人は、市ホームページ、市民税課及び支所に用意する申告書を手し、提出してください。

市のホームページで、いつでも簡単に市民税・県民税申告書が作成できます。

平成31年度 申告書 出雲市

検 索

年金所得者の確定申告不要制度

公的年金等（外国の年金など源泉徴収がされないものを除きます）の収入がある人で、次のいずれにも当てはまる場合、**確定申告は必要ありません。**

- ・公的年金等の収入金額が400万円以下
- ・公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

ただし、還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。また、公的年金等に係る雑所得以外の所得（事業所得、不動産所得、一時所得、個人年金などの雑所得ほか）があり、その所得金額が20万円以下で所得税の確定申告が必要ない場合であっても、**市民税・県民税の申告は必要です。**

おたすね／市民税課 ☎21-6770・21-6898

出雲税務署からのお知らせ

確定申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で!

☆ 申告会場は大変混み合います。申告書の作成はご自宅で！
～国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の4つのメリット～

- ①税務署に出向く必要なし! ②いつでも利用可能!
③自動で税額を計算! ④プリントサービスにも対応!

給与所得・年金所得の人は、見やすさ、分かりやすさを重視した画面で、初めての人でも簡単に申告書を作成できます。

詳しくは

作成コーナー

検 索



スマホ等をご使用の方は、

← こちらからアクセス♪

おたすね／出雲税務署 ☎21-0440

平成30年分の申告・納期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税 3月15日(金)
消費税及び地方消費税(個人事業者) 4月1日(月)

マイナンバーの入力と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。ただし、e-Taxで送信すれば本人確認書類の提示等は不要です。



便利で確実な振替納税をご利用ください

納税のために金融機関や税務署に出向く必要がなく、大変便利で確実な納付方法です。

お申込みは、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項をご記入・押なつの上、申告期限までに税務署または金融機関に提出してください。

平成30年分の振替日 所得税及び復興特別所得税 4月22日(月)
消費税及び地方消費税 4月24日(水)

島根県東部県民センターからのお知らせ

個人事業主の方へ

所得税の確定申告または住民税の申告は、個人事業税の申告を兼ねています。個人事業税に関して不明な点がありましたら、島根県東部県民センター(☎0852-32-5623)へおたすねください。